

産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集

～公務編～のご紹介

第2回 千葉県江戸川下水道事務所の事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、自治体や国(省庁)が産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト普及促進のために活用できるものとして、公務(上下水道業を含む。)を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例や電子マニフェストの活用事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。(令和4年3月)

第2回は、事例集の中から千葉県江戸川下水道事務所の取組事例を一部抜粋し掲載します。

はじめに

千葉県江戸川下水道事務所は、平成27年8月に江戸川第二終末処理場で電子マニフェストを導入し、現在は、令和3年に供用開始した江戸川第一終末処理場との2施設で発生する下水汚泥等の処理を電子マニフェストにより管理している。このうち江戸川第二終末処理場は、下水処理施設の中では、全国で最も電子マニフェスト登録件数が多い。

1 事務所概要、実績

○ 事務所概要

- 所在地 : 市川市福栄四丁目32番2号
- 処理場 : 江戸川第二終末処理場、江戸川第一終末処理場
- 処理人口 : 1,227,762人(令和2年度末)

○ 排出する主な産業廃棄物の排出量(令和2年度実績)

産業廃棄物区分	排出事業場	排出量	
汚泥	第二終末処理場	約68,800t	計 約69,100t
	第一終末処理場	約300t	

※ 汚泥は、ほぼすべて脱水汚泥で、その他、し渣、沈砂が排出される。

○ 主な発生物の処理方法

- 処理場内で発生した汚泥は、し渣、沈砂を除き処理場内で濃縮後、脱水し、脱水後の汚泥は全量委託処理している。
- 江戸川第一終末処理場で、汚泥焼却施設を建設、竣工後は江戸川第二終末処理場から排出される汚

泥の一部を受け入れ、焼却処分を行う予定である。

- 千葉県流域下水道事業経営戦略において、下水処理施設から排出される汚泥の資源化を図っている。脱水汚泥は、焼却、焼成、熔融、発酵等により、建設資材の原料、堆肥化等として有効利用される。

2 委託先処理業者選定

○ 委託先処理業者の選定等

- 一般競争入札(特定調達契約)を行う。
- 処理業者の情報収集は、県の入札参加資格登録の情報の他に以下の方法で行う。
 - ▶ 環境省の「産業廃棄物処理業者情報検索システム」、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の「さんばいくん」、または「優良さんばいナビ」で汚泥の処理を許可されているか確認
 - ▶ 電話等で有機性汚泥を取り扱うことが可能であるか、資源化が可能であるか聞き取り
 - ▶ 県内の他の下水道事務所からも過去に入札に参加した処理業者等の情報収集

○ 選定方法・選定基準

- ▶ 千葉県の一般競争入札に参加することができる者
- ▶ 千葉県の物品等入札参加業者適格者名簿に登録され、Aの等級に格付けされている者
- ▶ 産業廃棄物処理業の許可を有する者のうち、当該許可に係る事業の範囲に汚泥を含む者
- ▶ 仕様書に定めるところにより、脱水汚泥等の契約量を処理できる能力を有している者

○ 実施確認

- ・実地確認は、定期的にすべての委託先処分業者に対し約2名の職員で施設を訪問し実施

【実地確認事項】

- ▶ 産業廃棄物の保管状況や処理工程等
- ▶ 施設が順調に稼働しているか、メンテナンスが適切に行われているか、委託した産業廃棄物が適正に処分されているか
- ▶ 委託先処分業者が資源化を行っている場合は、製品の販売実績（販売先、利用状況等） 他

3 委託契約・事前打合せ

○ 委託契約

- ・江戸川第二終末処理場が委託契約を行う処理業者^{*}は収集運搬業者3社、処分業者5社、収集運搬・処分業者2社、江戸川第一終末処理場が委託契約を行っている処理業者^{*}は収集運搬業者1社、処分業者2社、収集運搬・処分業者1社である（令和2年度実績）。

※第二終末処理場、第一終末処理場の委託先の業者は一部が重複している。

- ・千葉県江戸川下水道事務所が廃棄物処理法で定める記載事項を確認し、また、法定記載事項以外で必要な項目を追加し、契約書を作成している。

○ 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・処理業者とは契約時に廃棄物の量や、廃棄物の引渡し方法、積込み手順、過積載の防止対策について事前に打ち合わせ
- ・処理業者の処理能力を考慮し、各社の急な工事等の際は、各処理業者と汚泥の搬出スケジュールを調整

4 電子マニフェストの利用状況

○ 電子マニフェストの運用方法

- ・江戸川第二終末処理場と江戸川第一終末処理場のそれぞれで電子マニフェストに加入
- ・千葉県江戸川下水道事務所管理課の担当者1名が廃棄物処理に係る実務を担当
- ・電子マニフェストの入力等の操作は運転管理委託事業者への委託業務に含まれ、電子マニフェスト

の入力等の作業、汚泥の搬出時の立会いや、排出事業場に設置している台貫の計量等の作業を実施

- ・現場で実務担当者が入力した内容を運転管理業務担当が確認し、最後に江戸川下水道事務所が排出事業者として確認

○ 電子マニフェストの年間登録件数

7,521件（令和2年度実績）

○ 電子マニフェスト導入の経緯、効果

- ・平成24年頃から事務処理の負担軽減を目的に電子マニフェスト導入の検討を開始し、平成27年度に電子マニフェストを全面的に導入
- ・搬出された産業廃棄物の処理状況の確認が容易にできる、紙マニフェストにあった照合確認及び保管作業の削減等のメリット
- ・電子マニフェストの入力等の実務担当者、委託事業者の運転管理業務担当者、排出事業者である千葉県江戸川下水道事務所の担当者がそれぞれパソコンからリアルタイムで同じ情報を閲覧でき、処理業者からの問合せ等に即時、適切な対応が可能
- ・廃棄物の品目と排出量の情報をCSV形式でダウンロードして、収集運搬業者、処分業者への月ごとの処理費用の支払い等の経理業務に活用
- ・ダウンロードした情報からこれまでの廃棄物の排出状況の傾向を確認することに活用

○ 電子マニフェスト利用料の支払い

電子マニフェストの使用料は、県からの委託料に含まれているため、委託事業者がJWNETの「料金支払代行者制度」により支払う。

○ その他の取組み

- ・千葉県関係部局から廃棄物関連法令の改正等に関する情報提供がある。